

山口県本人確認情報保護審議会 資料

一平成15年7月一

【資料目次】

頁

住民基本台帳ネットワークシステムの施行状況について

1 これまでの取り組み状況	----- 1
2 本県の稼働状況	----- 2
3 本人確認情報の利用状況	----- 2
4 セキュリティ確保対策等	----- 4

住民基本台帳ネットワークシステムの2次稼働について

1 開始されるサービスの概要	----- 6
2 市町村での準備状況	----- 7
3 住基カードの発行の状況	----- 7

住民基本台帳ネットワークシステムの施行状況について

1 これまでの取り組み状況

	山口県	県内市町村
平成11年度	改正住民基本台帳法公布(8月11日)	
平成12年度	システム整備のための仕様検討 (県サーバ、市町村CSの仕様等検討)	
平成13年度	システムの整備 (県サーバ、市町村CS等の調達)	
平成14年度 8月	住基ネットの一次稼働(8月5日)	<ul style="list-style-type: none"> →・住民票コードの通知 ・行政機関における本人確認情報の提供、利用 <p>本人確認情報保護審議会の開催 (8月30日)</p>
12月	セキュリティ点検の実施 (~15年1月)	
2月	行政手続等オンライン化関係3法施行 (2月3日)	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認情報の利用可能事務の拡大 (93事務→264事務) ・住基ネットを公的個人認証サービスに利用
平成15年度 5月		住基カード発行機等機器の調達
6月		住基カード発行手数料等に関する条例制定
7月	担当者研修会 (7月25日)	
		住基カードの調達 (~8月)
8月	住基ネットの二次稼働(8月25日)	<ul style="list-style-type: none"> →・住民票の写しの広域交付 ・転入転出の特例 ・住民基本台帳カードの交付
9月	(公的個人認証サービス実用実験)	

2 本県の稼働状況

昨年8月以降の本県の稼働状況については、一部の団体で関係機器の故障等はあったが、住基ネットの運用に支障が生じるものではなく、おおむね順調に推移している。

【住基ネットに不参加等の状況（全国）】

現在、6団体が住基ネットに不参加又は条件付参加

- ・離脱団体 （東京都）杉並区、国分寺市、中野区、国立市、（福島県）矢祭町
- ・段階的参加（選択制）の団体（神奈川県）横浜市

3 本人確認情報の利用状況

- 本人確認情報の利用可能事務は、1次施行時（平成14年8月）は、93事務であったが、行政手続オンライン化関係3法の施行（平成15年2月）により、264事務に拡大。
- 拡大した264事務については、所管省庁における関係規定の改正等、準備の整った事務から順次開始される見込み。
なお、多数の利用が見込まれる年金の現況届については、平成15年度は共済年金等で実施され、次年度以降、国民年金や厚生年金での利用が行われるよう整備が進められている。
- 現状での利用状況は次表のとおり

【 国の機関での利用状況 】

平成15年4月末現在、9事務を実施

（平成15年4月末現在）

機関	利用事務(年間利用見込件数)	開始年月
地方職員共済組合	・共済年金給付支給事務 (1,500万件)	14年9月
厚生労働省 社会・援護局	・戦傷病者戦没者遺族年金給付支給事務 (16万件)	14年10月
総務省 総合通信基盤局	・無線局免許事務 (数千件)	14年12月
総務省 人事・恩給局	・恩給法年金給付支給事務 ・執行官法年金給付支給事務 ・国会議員互助年金法年金給付支給事務 (550万件)	15年4月
国家公務員共済組合連合会	・共済年金給付支給事務 (650万件)	15年4月
社会保険庁	・国民年金被保険者資格の取得届出 (150万件)	15年4月
(財)全国建設研修センター	・建設業技術検定 (建設業法指定試験機関) (10～20万件)	15年4月
(社)日本建設機械化協会		15年4月
計	9事務	

【 山口県での利用状況 】

平成 15 年 7 月 1 日現在、県で利用可能な 32 事務のうち、10 事務を実施

(15 年 7 月 1 日現在)

部署	利用事務(年間利用見込件数)	開始年月
山口県旅券センター 岩国パスポートセンター 下関パスポートセンター 萩パスポートセンター	一般旅券の渡航先の追加、記載事項の訂正、 査証欄の増補に関する事務 (200件)	14年11月5日
	一般旅券の新規発行申請、再発給申請に関する事務 (5万件)	15年 4月1日
雇用能力開発課	職業能力開発促進法による職業訓練指導員の免許、技能検定等に関する事務 (数件)	14年11月5日
観光交流課	旅行業法の規定により県知事に委任された事務 (数件)	14年11月5日
	通訳案内業の免許に関する事務 (数件)	14年11月5日
住宅課 各土木建築事務所	宅地建物取引主任者資格の登録等に関する事務 (500 件)	14年12月2日
監理課 各土木建築事務所	浄化槽工事業の登録に関する事務 (数 10 件)	14年12月2日
	建設業の許可に関する事務 (数件)	14年12月2日
新産業振興課	電気工事士免状の交付に関する事務	15年7月1日
	電気工事士業の登録に関する事務 (計 800 件)	15年7月1日
計	10事務	

【 今後の利用予定 】

開始年月	機関	利用事務(年間利用見込件数)
平成 15 年 4 月以降	地方公務員災害補償基金 日本私立学校振興・共済事業団	公務災害等補償等 3 事務 (数千件) 共済年金給付事務 (160 万件)
平成 15 年 10 月	社会保険庁	国民年金給付事務等 6 事務 (-)
平成 15 年 12 月	文部科学省 文化庁	学芸員資格認定事務 (-) 放射線取扱主任免状 2 事務 (-) 美術品の登録 (-)
平成 16 年 1 月	厚生年金組合、指定基金 厚生労働省 建設業法指定交付機関	共済年金給付支給 (10 万件) 外国製造医薬品等の製造承認 (-) 建設業監理技術者資格証交付 (20 万件)
【県事務】 平成 15 年 7 月以降	職員厚生課	恩給支給事務 (1000 件)
平成 15 年 8 月以降	監理課、土木 (建築) 事務所	解体工事業の登録に関する事務 (10 件)

4 セキュリティ確保対策等

(1) 「セキュリティチェックリスト」による点検

国の地方自治情報センターが、昨年12月から本年1月にかけて、全国の全ての市町村を対象にチェックリスト方式により、住民基本台帳ネットワークのセキュリティ対策全般について、実施・運用状況について自己点検を実施

ア 調査の結果

本年5月12日に総務省が調査結果を取りまとめ公表

【調査結果要旨】

- 145項目の点検項目について、市町村が自主点検し、結果を3段階で評価
- 市町村は、この点検結果を踏まえ、自主的にセキュリティ対策の強化を実施し、2次稼働までに適切な運営管理の徹底を図る。
- 重要点検項目については、早急に改善策を講じること

3	運用している。 (定められた手続きが、関係する職員に周知され、適切に運用されている。)
2	整備している。 (質問項目を実現する手続が文書等で定められている。)
1	整備していない。 (規程等を整備していない。質問項目について文書等で定められていない。)

※重要点検項目・・・磁気ディスクの保管庫での施錠管理やインターネットや既設ネットワークと住基CSの接続の安全性等に関する7つの項目

【全国の状況】

- 全国では、3点満点で総平均値2.48点となっており、9割程度の市町村においては、体制・規定の整備や必要な管理がなされているが、1割程度の市町村においては必ずしも十分な対応がなされていない面がある。

【本県の状況】

- 本県では、総平均値2.47点、評価1の項目が全体の約16%。
- 重要点検項目については、16団体が不十分とされた。

イ 県の対応等

- 市町村に対し、改めてセキュリティに関する再点検と必要な改善策が講じられるよう通知(5月28日)
- その結果、6月末では、総平均値は2.62点、評価1の項目は全体の9%となっており、再点検により、全体でセキュリティ対策は向上している。
- 重要点検項目を満たしていない団体へは個別に調査、助言の結果、全ての団体について対応策が講じられていることを確認(点検項目3に該当)。
- 引き続き、2次稼働に向け、市町村でセキュリティの再点検を実施中

(2) 監査法人によるシステム運営監査の実施

全国で 108 市区町村において、監査法人によるシステム運営監査を実施

本県では、朝日監査法人により、防府市、豊田町で 2 月に実施（1 団体 2 日間）。

【監査の目的等】

- ・監査法人が、上記(1)のチェックリストにより各項目に対する市町村の現状を詳細に検討、分析すること。
- ・その検討分析の結果を監査結果として、市町村の自己点検に活用すること。

(3) 本人確認情報のアクセスログの開示

【趣旨】

本人確認情報の提供状況の把握、開示の観点から、指定情報処理機関が国の機関等に提供した本人確認情報の記録（アクセスログ）を開示しようとするもの。

【実施時期】

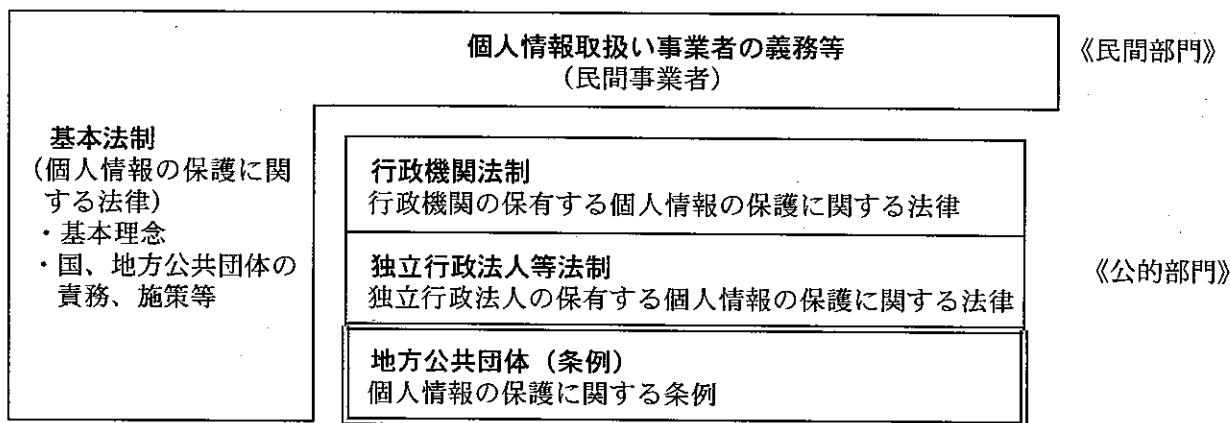
現在、指定情報処理機関でシステムを開発中であり、10 月を目途に実施の見込。

【システムの概要】

- ① 開示するアクセスログ（開示用データ）の内容
 - ・提供した住民の住民票コード
 - ・提供した住民の氏名、生年月日、性別及び住所
 - ・提供先、提供年月日、利用目的
- ② 指定情報処理機関は、上記データが作成される都度、住基ネットの回線を通じて都道府県へ送信（オンライン送信）した後にこれを消去する。
なお、システム開発上、実施当初はオンライン送信は行われない。
- ③ 県は、住民から請求があった場合、県個人情報保護条例に基づき、開示を行う。

(4) 個人情報保護法の制定

改正住基法附則第 1 条第 2 項により、早期制定が求められていた国の個人情報保護法が 5 月 30 日公布施行。保護法制の体系図は次のとおり



※「個人情報取扱事業者の義務等」「行政機関及び独立行政法人等の保有個人資産の取扱い」は、公布の日から 2 年を超えない範囲で政令で定める日に施行

【県の対応等】

- ・住基ネットの個人情報保護措置は、改正住基法により制度上講じられているが、本法の成立により、地方公共団体が保有する全ての個人情報についても適正な取扱いが必要
- ・このため、市町村に対し、個人情報保護条例の制定、見直しについて助言

住民基本台帳ネットワークシステムの2次稼働について

1 開始されるサービスの概要

(1)住民票の写しの広域交付

住所地以外の市町村においても住民票の写し（戸籍の表示を除く）の交付を受けることが可能。

(2)転入転出手続の簡略化

住民基本台帳カードの交付を受けている者は、現住所地の市町村に郵送により一定事項を届出した後、引越先の市町村役場で転入手続を行うことで転入転出手続が完了。（窓口に行くのが、転入時だけとなる。）

(3)住民基本台帳カードの発行

市町村は希望する住民に住民基本台帳カード（ICカード）を発行する。カードにより、公的な身分証明書としての利用、また、空き容量を利用して市町村独自サービスの提供（公共施設の予約、図書館の利用等）が可能。

また、電子申請に必要な公的個人認証サービスの電子証明書等の保存用カードとしての利用を予定。

【住民基本台帳カードの概要】

券面記載事項	申請者が、次の2つのタイプから選択 写真なし（市町村名、有効期限、 <u>氏名</u> ） 写真あり（市町村名、有効期限、 <u>氏名</u> 、 <u>生年月日</u> 、 <u>性別</u> 、 <u>住所</u> 、 <u>写真</u> ）
内部記録事項	住民票コード（11桁のコード情報） 認証用鍵（カードとシステムが相互に認証する際に用いる鍵情報） パスワード（カードと住民との結びつきを確認するための4桁の情報） 独自利用情報（市町村が条例で定めた独自利用に関する情報）
有効期間	10年
カードの交付	・本人確認書類（運転免許証等写真付きの身分証明書等）で本人確認を行い交付 住民は交付時に自らパスワードを設定 ・代理人による場合は、郵送等により本人確認が別途必要 ・独自発行団体は、即日交付が可能、委託発行団体では、約2週間が必要
カード紛失時	住民の届出により利用一時停止状態とする
カード失効	転出、死亡などの場合、カードを失効させ、システム内でカード利用を不可能とする。※住基カードは市町村単位での発行であり、転出した場合は失効する。
カード廃棄	廃止、回収したカードのICチップ部の破壊やカード裁断等の廃棄処分を行う。

2 市町村での準備状況

(1) 事務処理体制等の整備

項目	整備状況
住基カード発行端末機等 2次稼働用機器整備	整備済
市町村担当者研修会の開催	5月12日、7月25日
2次稼働に向けた模擬テストの実施 テストデータによるカードライフサイクル、市町村間連携のテスト	5月19日～7月10日 (全団体で終了)
住基カードの調達 (独自発行を行わない団体にあっては委託契約の締結)	整備中
窓口事務の取扱いの確認、関係申請書等の準備	整備中

(2) 条例、規程等の整備

項目	整備状況
市町村での手数料条例の改正 住民基本台帳カード発行、住民票の写しの広域交付に関する手数料条例	3月議会、6月議会で改正済
運用管理規程の改正 住基カードの取扱い等の追加	整備中

(3) セキュリティ対策

- セキュリティチェックの再点検（「セキュリティ確保対策等」参照）

(4) 広報等

- 2次稼働用のポスター、パンフレットによる住民への周知
(住基ネット推進協議会及び総務省作成)

- 広報誌による広報

※全国リレーフォーラム「電子自治体と未来のくらし」(8月19日 山口市)

3 住基カードの発行等の状況

(1) 発行形態 独自発行方式:10市 委託発行方式:43市町村

※委託発行する場合の委託先

(財)地方自治情報センター(42市町村) 人口3万人以下の団体に限り委託発行できる

(財)ニューメディア開発協会(1市)

(2) 発行手数料 全団体で500円

※総務省は、500円程度が適当とし、調達費用との差額相当(1枚1,000円)を財政支援する方針

(3) 条例による独自利用 なし

今後の利用を検討している団体 6団体(5市、1町)

(4) 15年度中発行枚数見込 県内 約 20,500枚(予定)

人口の 1.35% (平成15年6月末住基人口 1,521,578)